

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第37回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成26年9月17日（水） 15:00～15:50

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）飯倉立也，川口宰護（委員長），新関輝夫，永尾廣久，野口郁子（敬称略。五十音順）

（庶務）中島総務課長，早尻総務課課長補佐

（説明者）永淵事務局長

4 議題

平成27年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

1 2 1 9月8日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について  
（通知） 添付省略

1 2 2 裁判所指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（検察庁あて）

1 2 3 裁判所指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（弁護士会あて）

6 協議等

庶務から，指名諮問委員会から指名候補者（当委員会関係では，平成27年上半期の再任（判事任命）候補者のみ）の情報収集を行い，その結果を11月11日（火）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明された。

平成27年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集につい

て

庶務から、平成27年上半期の再任（判事任命）候補者に関して、審議資料122及び123の依頼文書を発出して情報収集を行う旨説明された。この際、前回の委員会において、寄せられた情報を見ると候補者の具体的な情報が不明であるため、依頼文書の中で「できるだけ具体的に詳細な情報を責任をもって提出してください。」というような表現にするなど、内容を工夫してはどうかとの指摘があったことから、今回の依頼文書は、従来「指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）」としていた表現を「指名候補者の指名の適否に関する情報（できる限り具体的に詳細な事実）」と改めた旨併せて説明され、改めた表現部分について、全委員が了承した。

他に委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料123（再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて））の1ページ目の下から4行目の「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との記載があるが、九州管内の弁護士会においては、裁判官に関する段階評価式アンケートによる情報収集結果を、当地域委員会に提供するようなことは全くしておらず、今後もそのようなことは予定されていないことから、削除されたい。

これに対し、他の委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 一連の依頼文書は、九州管内の弁護士会がアンケートによる情報提供をしているということを前提とするものではなく、下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長の考え方を伝え、参考までに注意喚起しているに過ぎないものであり、削除する必要はないのではないか。

このほかに委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 同資料の1ページ目の4段落目の「おって、下級裁判所裁判官指名諮問委員会での協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官

の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく，各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい」という記載部分は，本来重点審議者の情報収集の際の留意事項として，記載されているものと理解できるが，今回，当委員会には重点審議者はいないのであるから，削除するのが相当ではないか。

これに対し，他の委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 重点審議者がいる，いないに関わらず，依頼文書の文言は統一すべきであり，これまでどおりの記載でよいのではないか。

審議の結果，審議資料 1 2 2 及び 1 2 3 のとおり，再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて，全委員が了承し，案文のとおり発出することとなった。

## 7 報告事項

庶務から，次のとおり報告された。

- (1) 前回（第 3 6 回）の福岡地域委員会終了後に 1 件情報提供文書が提出されたところ，全委員の了承を得た上で指名委員会に速やかに送付した。
- (2) 6 月 2 7 日，下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ，最高裁判所に対し，次のとおり答申された。

### ア 判事補から判事への任命候補者関係

判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者関係については，判事任命願又は再任願を提出した 1 0 3 人のうち，その後，出向した 1 人を除く，1 0 2 人について審議が行われ，1 0 1 人については指名適当，1 人については指名不適当と答申された。指名不適当とされた 1 人の理由は，その能力，資質の面において，判事にふさわしいも

のとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものであった。

#### イ 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した2人について審議が行われ、いずれも指名相当と答申された。

### 8 その他

庶務からの報告後、委員から次のとおり、意見が述べられた。

- ・ 所長が委員長になることについて、意見を述べておきたい。第30回（平成24年11月7日開催）の当地域委員会でも「指名諮問委員会では、重点審議者の審理にあたって地家裁所長の評価所見が資料となるので、所長が委員長になるのは設置の趣旨にもそぐわないのではないか。」という意見を述べたが、この他にも、所長である委員長自身が再任（判事任命）候補者となった場合、その委員長が議事を進行するのは適切ではないのではないかと考えている。このような場合には、委員長に退席を求め、委員長代理が議事を進行していくといったことを考えておく必要があるし、また、依頼文書の発出にあたっては発出者を所長である委員長にしたまま情報を求めることにも問題がある。
- ・ 寄せられる情報の数が少ないように感じるので、情報を広く求める具体策を検討すべきではないか。

これらの点について、他の委員からは、今後も必要に応じて引き続き検討していきたい旨の意見が述べられた。

### 9 次回期日

次回の福岡地域委員会（第38回）の期日が、次のとおり指定された。

11月6日（木）午前10時20分